

# 岐阜県警察における装備品の管理に関する訓令

(昭和58年3月1日 岐阜県警察訓令第4号)

改正 平6年警察訓令第5号、平8県警察訓令第2号、平17県警察訓令第34号、平19県警察訓令第13号

岐阜県警察における装備品の管理に関する訓令を次のように定める。

岐阜県警察における装備品の管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岐阜県警察における装備品の管理を適正にし、その効率的活用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(他の規則等との関係)

第2条 装備品の管理については、岐阜県警察国有物品管理規則(昭和40年岐阜県公安委員会規則第2号)、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)その他別に定めるものによるほか、この訓令の定めるところによる。

(装備品の範囲)

第3条 この訓令において装備品とは、治安警備、災害警備、雑踏警備その他の警察活動に必要な装備品で、別に定めるものをいう。

(総括運用責任者)

第4条 警察本部(以下「本部」という。)に総括運用責任者を置き、総務室長をもって充てる。

2 総括運用責任者は、装備品の総括的な管理及び運用を行うものとする。

(運用責任者)

第5条 本部に運用責任者を置き、装備施設課長をもって充てる。

2 運用責任者は、装備品の現況を一元的に把握し、装備品が適正かつ効果的に運用されるよう保管責任者と連絡調整を図るとともに、総括運用責任者の指揮を受け、必要な措置を講ずるものとする。

(保管責任者)

第6条 各所属に保管責任者を置き、各所属長をもって充てる。

2 保管責任者は、取扱責任者を指揮し、その保管に係る装備品を適正に管理し、有効に運用しなければならない。

(取扱責任者)

第7条 各所属に取扱責任者を置き、本部にあっては次席、副隊長又は副所長、警察学校にあっては副校長、警察署にあっては副署長又は次長をもって充てる。

2 取扱責任者は、保管責任者の指揮を受けて、装備品に関する事務を行うとともに、常に装備品の適切な管理を行い、有効に活用できるよう努めなければならない。

(取扱補助者等)

第8条 保管責任者は、所属職員の中から取扱責任者の事務を補助させるための取扱補助者、及び装備品に対する相当の知識、技能を有し職員に対して指導を行わせるための装備品活用指導員(以下「取扱補助者等」という。)を指名するものとする。

2 取扱補助者等は、取扱責任者の指揮を受け、装備品の管理、運用及び活用の実効が上がるよう常に連携しなければならない。

(保管)

第9条 装備品は、原則として同一箇所に保管するものとする。ただし、その使用が特定の係等に限定されたものその他使用上分散配置することが効果的なものについては、この限りではない。

(職員の遵守事項)

第10条 職員は、装備品の性能の修得及び取扱いに習熟するように努めるとともに、使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 装備品は、あらかじめ取扱責任者の許可を受けてから使用すること。
- (2) 装備品の使用に当たっては、損傷、亡失等の事故のないように注意すること。
- (3) 装備品を使用した後は十分に手入れを行い、速やかに取扱責任者に返納すること。
- (4) 装備品を損傷若しくは亡失し、又は装備品に故障箇所を発見したときは、速やかに保管責任者を通じて運用責任者に報告すること。

(点検)

第11条 装備品の適正な管理運用を図るため、運用責任者にあつては年1回、保管責任者にあつては月1回の割合で装備品の保管、手入れの状況及び機能について定期的な点検を実施しなければならない。ただし、運用責任者又は保管責任者は、必要があると認めるときは、随時に点検を実施するものとする。

(休日等における措置)

第12条 休日又は平日の退庁時間後における装備品の保管及び使用許可に関する取扱責任者の事務は、当直長のほか、保管責任者が指名する者(以下「当直長等」という。)が行うものとする。

- 2 前項の規定により当直長等が、装備品の使用許可等の事務を取り扱った場合は、その状況を勤務終了後取扱責任者に報告しなければならない。

(貸与要請)

第13条 保管責任者は、所属に配置されている装備品以外の装備品を一時的に必要とするときは、運用責任者又は必要とする装備品を保有する所属の保管責任者に対し、必要とする装備品の貸与を要請することができる。

- 2 前項の貸与要請を受けた運用責任者又は保管責任者は、特に支障がない限り要請に係る装備品を貸与しなければならない。
- 3 第1項の貸与要請は、装備品貸与申請(依頼)書(別記様式第1号)により行うものとする。

(使用の統制)

第14条 総括運用責任者は、大規模な警備事案、災害、事故等が発生し、又は発生するおそれがあるため必要があると認めるときは、各所属に配置されている装備品の全部又は一部について、使用の統制を行うことができる。

(教養訓練)

第15条 運用責任者は、装備品の効果的な活用を図るため、年1回以上、各所属の取扱補助者等を招集し、次の事項についての教養訓練を実施しなければならない。

- (1) 装備品の用途及び性能
- (2) 装備品の取扱い
- (3) 装備品の手入れ及び保管の方法

- 2 保管責任者は、所属職員の装備品に対する習熟度の向上を図り、事案に応じた対応をさせるため、取扱責任者及び取扱補助者等を指揮し、適時装備品に関する教養訓練を実施しなければならない。

(装備品使用簿)

第16条 保管責任者は、装備品使用簿(別記様式第2号)を備えて装備品の使用等の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 装備品使用簿は、必要により分冊することができるものとする。

(配置状況等の周知)

第17条 運用責任者は、装備品配置状況一覧表(別記様式第3号)を毎年4月に作成し、各所

属に配布して、装備品の配置状況を周知させるものとする。

2 保管責任者は、所属の装備品に異動があった場合は、装備品異動状況報告書（別記様式第4号）により、毎年3月20日までに運用責任者に報告するものとする。

（装備品点検実施簿）

第18条 運用責任者及び保管責任者は、装備品点検実施簿（別記様式第5号）を備えて第11条の規定による点検を実施した都度、その状況を記録しておくものとする。

（報告）

第19条 保管責任者は、装備品に関する教養訓練を実施し、又は装備品の効果的な活用事例等があった場合は、その都度総括運用責任者に報告するものとする。

附 則

この訓令は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日 岐阜県警察訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日 岐阜県警察訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月26日 岐阜県警察訓令第34号）

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日 岐阜県警察訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

【別記様式省略】

